第2969号 昭和33年11月4日 火曜日 鳥 取 県 公 報 歯科 外科、 ♦告 ◇ 公 ◇教委規則 診 皮膚科、 示 告 療科 説 技能労務職員の給与に関する規則の一部土地改良事業計画書の縦覧 エルッラア防注射の実施 医療機関の指定 Ħ ふぐ調理士試験の実施 肛門科 名 次 名 田村歯科医院 岡田歯科医院 太田医院 中村歯科医院 タナカ歯科医院 鳥取市川外大工町一五の二 米子市東町六〇 所 蚊屋二九○の一 東品治町二一一 / 一七の一 在 鳥取県告示第五百十七号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可母週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

告

示

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九 条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

烏取県総務部長 辺 摿

男

昭和三十三年九月二十日 指定年月日 九月二十五日 開設者氏名 太田 岡田善太郎 触朗

田中 田村 隆正 威

"

十月四日

3 昭和33年11月4日					火	曜日	息	, 耳	z J	Į 2	乙	報	第2	969	01	0 5 9	
"	"	"	"	"	"	"	"	n	"	"	"	"	"	"	11.	n	"
二十七日			二十六日				二十五日		二十四日		二十一日		二十日		十九日		
"	"	東伯	"	西伯	//	<i>#</i>	" .	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	赤碕町赤碕	東伯郡東伯町八橋	上中山	那中山町下中山	赤碕町成美	八橋	下郷	東伯町浦安	由良宿、別所	由良町大谷、妻波	栄	大榮町大誠	中北条	北条町下北条	三朝町旭	南谷	関金町矢送
"	, · //	#	"	t/	″	· "	"	"	"	"	"	"	"	"	'n	"	"
	西伯郡大山町大字所子 所子土地改良区事務所	二 縱覽場所	の二十日間とする。	昭和三十三年十一月四日から同年十一月二十三日まで	一 一 縦覧期間	鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男	鳥取県知事職務代理者	昭和三十三年十一月四日	改良事業計画書の写を縦覽に供する。	いて準用する同法第八条の規定により、次のように土地	昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項にお	査の結果、その計画を適当と認めたので、土地改良法へ	つた新たに行なおうとするかんがい事業については、審	昭和三十三年九月一日付で所子土地改良区から申請のあ	鳥取県告示第五百十九号		" 安田 "

·	昭	和 3 3	年11	月4	FI	火即	雇日	鳥	取	取 県 公		李	報		第2969月		2
実施期日 実施 区域 実施場所	別表	豚コレラ予防液皮下注射	五検査及び注射駆除の方法	四 実施の期日 別表のとおり	ものを除く。	豚。ただし、生後四十日及び分娩前後一箇月以内の	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	二 実施の区域 別表のとおり	実施の目的 豚コレラ予防のため	鳥取県総務部長 渡 辺 拾 男	鳥取県知事職務代理者	昭和三十三年十一月四日	న <u>ి</u>	定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ず	病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規	次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染	鳥取県告示第五百十八号
"	"	"	"	"	· "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	+
	十八日				十七日			十四日			十三日			+		十一日	月十日
"	"	"	"	'n	"	"	″	東伯郡	"	"	"	· //	"	"	,,,	"	倉吉
三朝町三朝	花見	東郷、松	東郷町舍人	泊村	宇野	橋津	浅津	[郡羽合町長瀬	灘手	北谷	社	上小鴨	上北条	倉吉	小鴨	西郷	倉吉市上井
"	"	松崎 "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	置上

第2969号

ること。

1

履歴書(現在の就業状況も判然とするように記

(--)

ふぐ及びふぐ毒に関する知識

Ŧī.

筆記試験場所

昭和三十三年十一月二十五日

(火曜日)

午前十時

鳥取市西町

鳥取県立鳥取図書館講堂 米子商工会議所

米子市加茂町

実地試験

七

試験当日の携行品

日時、場所については筆記試験当日、

試験場で示す。

匹

筆記試験実施期日

(二)

ふぐ調理

Ξ

試験科目

以内に写したものに限る)

及び第二回調理士試験合格者は保健所長の証明書)

鳥取県調理士免許証の写(昭和三十三年第一回

八

試験手数料

五百円(受験願書に鳥取県収入証紙

をはりつけること)

写真三葉(名刺型正面脱帽上半身で最近六箇月

2

載すること。

3

筆記試驗当日 受験票、

(=) (-) 実施試験当日

筆記用具及び上草履

受験票、 む)出刄、薄刄耐水性はきもの 白帽、白衣(前掛を含

合格者の発表

九

実地試験終了後十日以内に所轄保健所に掲示する。

受験に関する照会はすべて所轄保健所にすること。

+

をここに公布する。 技能労務職員の給与に関する規則の

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

鳥取県教育委員会規則第十二号 技能労務職員の給与に関する規則の

部

取 県

技能労務職員の給与に関する規則 改正する規則

鳥

火曜日

する。 鳥取県教育委員会規則第九号) 第四条中 「扶養手当、 の下に 0) 「通勤手当 一部を次のように改 を加え 改 一月

との規則は、 から適用する。 附 公布の日

カン ら施行

Ļ

昭和三十三年四

月

H

昭和33年11月4日

教育委員会規則

部を改正する規則

昭和三十三年十一月四日

博

受験資格

(昭和三十二年十

受験手続

昭和三十三年十一月十 一日から同年十

(二)

受験願書に次の書類を添付 受験願書の添付書類及び提出先

して所轄保健所に提出す

公

告

号)第三条の規定により鳥収県ふぐ調理士試験を次の要 鳥取県調理士条例 領により実施する。 (昭和三十年四月鳥取県条例第二十 DL

昭和三十三年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨

男

要

理士免許者である者 鳥取県調理士条例第二条第一項の規定による鳥取県調

 \vdash 願書の受付期間

一月二十日